

〔事案 26-57〕 がん給付金支払請求

・平成 27 年 4 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

約款に定める「がんを直接の原因とする入院」及び「がんの治療を目的とする入院」に該当せず、入院給付金が支払われないことを不服として、その支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

食道がん等を原因として病院Aに入院した（入院①）後、転院し、病院Bに入院した（入院②）ので、成人病入院給付金およびがん入院給付金を請求したところ、入院②については食道がんの治療は行われておらず、術後逆流性食道炎の治療しか行われていないことを理由に、約款上の支払事由に該当しないとして不支払いになった。ついては、以下の理由により、入院②の各入院給付金を支払ってほしい。

(1) 入院②は、食道がん手術後の保全・治療のためである。

(2) 病院Aと病院Bは、がん治療後の役割分担をしたものである。

<保険会社の主張>

主治医は入院②中のがん治療を否定しており、約款所定の支払事由に該当しないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

(1) 裁定審査会は、当事者から提出された書面（診断書を含む）にもとづき審理を行った。

(2) 約款規定について、一般消費者が通常どのように理解するかを考慮した。

(3) 病院Bに対し、入院診療録等の医療記録の提出を求めるとともに、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の医師の意見書を入手し、審理の参考とした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、入院②が約款に定める「がんを直接の原因とする入院」および「がんの治療を目的とする入院」であったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。

<参考>

○逆流性食道炎は、食道がんないし食道がんの手術から、相当の可能性をもって生ずる身体の不具合であること、食道がんの治療と時間的に近接していることは認められるとしても、当該疾患のために、入院して治療する必要性があったとは認められない。理由は、以下のとおり。

(1) 入院②の入院診療録等によれば、処方薬から、逆流性食道炎の治療が行われていたことが確認できるが、その他の薬剤から、他の部位の治療も行われていたことが認められる。

(2) 入院①中に行われた手術については、一般的に相当程度の割合で逆流性食道炎が発生するとされており、入院②中に治療された逆流性食道炎は、食道がんの手術を原因として発生したと推測できる。

しかしながら、術後逆流性食道炎の主な症状は胸焼けであり、治療としては、投薬治療

および生活習慣の指導を行うことが一般的とされており、通常は、約款に定める「入院の上、医師の管理下で治療に専念しなければならない」ほど重篤な疾患ではないと考えられる。

そして、入院①の看護記録全体を検討しても、申立人の逆流性食道炎の状態が、入院が必要である程度に重篤であったことをうかがわせる事実はない。

- (3) 病院①の診療情報提供書によれば、同病院からの転院にあたっては、ほぼ入院前と同等の生活ができるレベルまで改善しており、現状でも退院は可能だが、申立人が、病院②での療養を希望したために同病院を紹介した等の記述がある。